

平成 31 年 1 月
交 通 局

消費税引き上げに伴うバス・地下鉄の運賃改定について

1. 運賃改定の方針

- (1) バス、地下鉄の運賃に消費税引き上げ分を転嫁し、運賃は 10 円単位で改定する。
- (2) 普通運賃
消費税 5% 時の運賃からその $5/105$ を減じて得た額（税抜き運賃）に、 $110/100$ を乗じて得た額とする。
- (3) 定期運賃（通勤定期、区間通学定期）
①バス 5% 時の定期券額に $110/105$ を乗じて得た額とする。
②地下鉄 3% 時の定期券額に $108.6/103$ を乗じて得た額とする。（増収率調整）
- (4) バス、地下鉄それぞれについて、転嫁による事業全体の増収（平均改定率）が、税率引き上げ分（ $110/108=1.852\%$ の改定率）の範囲内となるよう運賃改定を行う。
- (5) 平均改定率が税率引き上げ分を超えないよう、また大きく下回って減収とならないよう、個別の券種において、運賃の据置き又は改定幅の調整を行う。

2. 主な運賃改定の内容

(1) バス

【普通運賃】

現行	150円(初乗り)	160円～180円	200円以上
改定後	10円増	10円増	0～20円増

【定期運賃】

(例) 現行 180 円区間、大人通勤 1 ヶ月の場合
現行 7,930 円 → 改定後 8,080 円

(2) 地下鉄

【普通運賃】

区間	1区	2区	3区	4区	5区
現行	200円	250円	300円	330円	360円
改定後	210円	250円	310円	340円	370円

【定期運賃】

(例) 1 区、大人通勤 1 ヶ月の場合
現行 8,180 円 → 改定後 8,220 円